

鉛含有土運搬処分業務委託 特記仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、つつじが崎霊園内に保管されている自然由来の鉛含有土を運搬処分する業務に適用する

2 業務概要

鉛含有土運搬処分 $V = 50 \text{ m}^3$
溶出防止材等処分 1 式

3 鉛含有土の保管場所

甲府市 岩窪町 地内 (つつじが崎霊園施設内)

4 業務期間

契約締結の日 から 令和8年7月31日 まで

5 運搬処分条件

- (1) 運搬は、飛散及び流出等の防止措置を施したうえで行うこと。
- (2) 運搬車両には、鉛含有土運搬車等の標示を行うこと。
- (3) 処分先は、汚染土壌処理業の許可を得た、適正処分が可能な事業者とする。
- (4) 処分先での受入れに、別途分析・試験等が必要となる場合は、受託者の負担により実施するものとする。

6 処理計画

受託者は、業務着手前に、収集運搬業者名、処分業者名（処分場所及び汚染土壌処理業の許可番号を含む。）並びに処理方法及び運搬経路等を示した処理計画を作成し、監督員に提出すること。

7 報告

受託者は、委託された業務が完了した後、遅滞なく業務完了報告書を監督員に提出し、必要な検査を受けるものとする。なお、業務完了報告書には、運搬処分状況写真を添付するとともに、検査時には、管理票を提示すること。

8 遵守事項

受託者は、運搬処分に際し、「道路交通法」など、関係法令を遵守するものとする。

9 その他

この特記仕様書に定めのない事項、または、疑義を生じた場合は、受託者と委託者が協議のうえ、別途定めるものとする。